

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年（2025年）6月13日

宝塚市長 森 臨 太 郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

宝塚市山手台東三丁目7番94、7番1378から7番1380まで、
7番1382から7番1384まで、8番10、8番11、
30番1から30番10まで
宝塚市山手台東四丁目1番1から1番27まで、2番1から2番6まで、
3番1から3番8まで、4番1から4番10まで、
6番1、6番2、7番1244、
7番1288から7番1299まで、7番1304、
7番1305、8番22

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内
阪急阪神不動産株式会社 代表取締役 福井 康樹

3 許可年月日及び許可番号

令和7年（2025年）4月25日
宝塚市指令宝開審 第1-6-43号（60）